JA年金予約定期積金規定

(令和3年4月1日からの契約分より)

1. 預入資格

本定期積金は、満55歳以上の個人で、国民年金・厚生年金または各種共済組合年金(以下合わせて「公的年金」といいます。)の年金受取の予約をしていただいたお客さまに限りお預け入れできます。

2. 取扱店舗

本定期積金の預入れおよび支払いは、公的年金受取の予約を指定している店舗のみのお取扱いとします。

3. 貯金者名義

定期積金の名義は年金受取の予約をいただいているお客さまの名義に限ります。

4. 適用利率

- (1) 預入日に当組合が店頭に表示している定期積金の基準利回りに 0.08%を上乗せ した利回りを約定利回りとします。本定期積金の預入れは、自動振替のみの取扱いと します。また、口座振替限定定期積金との併用はできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めてこの定期積金を満期日前に解約する場合は、当初の上乗せ利回りの適用は行わず、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻しを行います。
- 5. 当組合で年金の受取り手続きがなされない場合の取扱い 証書記載の利率にかかわらず、預入日当日の定期積金の基準利回りを預入日に遡って適用 します。

6. その他

本規定に定めのない事項については、定期積金規定により取扱います。